



創立記念日 10月1日

教 育 方 針

- 天賦の才能を十分に伸長させるとともに、個々の生徒の特性を生かし、品性の高い教養ある近代人を育成する。
- 穏健な思想、円満な良識の養成、高い徳性の涵養につとめて、国家社会のよりよき一員たらしめる。

学園組織

学校法人

箕面学園

箕面学園高等学校

普通科（総合選択制）

箕面学園福祉保育専門学校

作業療法学科
介護福祉科
保育科

幼稚園型認定こども園
箕面学園附属幼稚園

沿 革

昭和21年	3月	箕面学園高等女学校設置認可開校
昭和23年	4月	学制改革により箕面学園中学校・高等学校（男女共学）を開 設。現在地に新校舎を建築、移転
昭和24年	4月	箕面学園附属幼稚園開設
昭和28年	4月	大阪学芸大学の指導により幼稚園教員養成所（後、箕面学 園福祉保育専門学校と改称）開設
昭和38年	8月	鉄筋コンクリート造南館3階建増築竣工
昭和39年	3月	鉄筋コンクリート造本館4階建増築竣工
昭和40年	1月	体育館兼講堂新築竣工
昭和40年	7月	湖西学舎開設
昭和52年	10月	体育館棟改築完成
昭和58年	3月	図書館（以文館）新築竣工
昭和61年	6月	創立40周年記念館（光風館）竣工
平成4年	3月	湖西学舎改築竣工
平成6年	6月	第2校地（茨木市泉原）に茨木グラウンド竣工
平成9年	10月	創立50周年記念式典挙行
平成19年	10月	創立60周年記念行事
平成22年	4月	普通科総合選択制に移行
平成25年	4月	茨木グラウンド屋内練習場竣工
平成26年	10月	第一期耐震補強工事竣工
平成27年	10月	本館耐震補強工事竣工
平成27年	11月	創立70周年記念式典挙行
平成28年	8月	学生食堂リニューアル工事竣工
平成29年	8月	運動場人工芝化竣工
平成30年	10月	クラブハウス建替竣工
平成30年	12月	茨木グラウンド トレーニング棟建替竣工
令和2年	10月	体育館改修 空調新設
令和3年	3月	紅楓寮（東館）部分改修
令和4年	3月	南館手洗改修
令和4年	8月	北館空調改新
令和5年	8月	北館2階特別教室リニューアル完了
令和6年	8月	北館1階特別教室リニューアル完了
令和7年	4月	2期制に移行

箕面学園高等学校校歌

塩川 利員 作詞

高橋 廉 作曲



1.ふみにもしーるきみのおのなく
2.わこうどーつどーいてここに行く
3.てんちのーあるところおしえうー



がれみーどりーこゆーけきみく
とせとーわにーきわーめんく
けんあふるるーじょうーねつこ



やまのすがたーはゆるこころの
おんのしんりーみちのしおりの
うーじょいちろーあいのぼころの



いましめは Pun-c - tua - l eti-quette o - be - dien - t - ly
そのあとは In-du-str - y is the mo-ther of suc-cess
いわれをば La-di - e - s an - d ge - n - t - le - men



たたえあおぎてまもりなんみのおみのおわれ



らががくしゃみのおがくえん

みの お がくえんこうとうがっこうこう か
箕面学園高等学校校歌

- (一) ^{ふ み} 歴史にも ^{しる} 著き ^{みの お} 箕面の ^{ながれ} 急滝
^{みどり} 緑こゆけき ^{み やま} 深山の ^{すがた} 姿
^は 映ゆる ^{こころ} 心魂の ^{いましめ} 信条は
^{パンクチュアル エチケット オビデントリー}
Punctual etiquette obediently
^{たた あお} 讃へ仰ぎて ^{まも} 守りなん
^{みの お} 箕面 ^{みの お} 箕面 ^{われら} 我等が ^{がくしゃ} 学舎 ^{みの お がくえん} 箕面学園

- (二) ^{わこうど つど} 若人 集いて ^{ここ} 茲に ^{いくとせ} 幾年
^{と わ きわ} 永久に究めん ^{く おん しんり} 久遠の真理
^{みち し おり} 道の枝折の ^{あと} その跡は
^{インダストリー イズ ザ マザー オブ サクセス}
Industry is the mother of success

(以下前節繰返し)

- (三) ^{てんち} 天地のあるところ ^{おしえ} 教育うけん
^{あふ じょうねつ} 溢るる情熱 ^{こうじょういちろ} 向上一路
^{あい ぼ こう} 愛の母校の ^{いわれ} 由来をば
^{レディース アンド ジェントルメン}
Ladies and gentlemen

(以下前節繰返し)

箕面学園高等学校学則（抜粋）

第1章 総 則

第1条（目的）

この学則は、「学校法人箕面学園寄付行為」の第4条の規定に基づき箕面学園高等学校（以下「本校」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

第2条（課程、学科及び収容定員）

本校の課程、学科及び収容定員は、次のとおりとする。
全日制の課程 普通科（以下省略）

第3条（職員の組織） 省略

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

第4条（修業年限）

本校の修業年限は、次のとおりとする。
全日制の課程 3年

第5条（学年）

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条（学期）

学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 9月1日から3月31日まで

- 2 校長は、特別の事情がある場合には、これを変更することがある。

第7条（休業日）

休業日は、次のとおりとする。

- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 日曜日及び第2・第4土曜日
- ・ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ・ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ・ 春季休業日 3月21日から4月7日まで
- ・ 開校記念日
- ・ その他校長の必要と認めた日

- 2 校長は、必要と認めるときは、休業日を変更することができる。また、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業日時数

第8条（教育課程及び授業日時数）

教育課程及び授業日時数は、別表（省略）のとおりとする。

- 2 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第5章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業認定

第9条（学習の評価、課程の修了及び卒業の認定）

学習の評価並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。

- 2 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には卒業証書を授与する。
- 3 校長は、必要と認めた者には、卒業証明書、単位習得証明書、成績証明書及び在学証明書を交付する。

第10条（原級留置）

校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがで

きない生徒を原級に留め置くことがある。

第6章 入学、転学、退学、休学、留学及び出席停止等

第11条（入学の願出）

本校に入学を志望する者は、入学願書に入学検定料を添えて、校長に願出しなければならない。

第12条（入学資格）

本校第1学年に入学することのできる者は、男女を問わず、次に該当する者とする。

- 1 中学校又はこれに準じる学校を卒業した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第13条（編入学） 省略

第14条（転入学及び転籍） 省略

第15条（誓約書）

本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、保護者及び保証人が連署した誓約書を提出しなければならない。

第16条（保証人）

保証人は、成人で独立して生計を営む者でなければならない。

第17条（転学）

正当な理由のため他の高等学校へ転学せしめようとするときは、保護者は理由を具して校長に願い出、許可を受けなければならない。

第18条（退学）

疾病その他やむを得ない理由のため、生徒を退学せしめようとするときには、保護者は理由を具して校長に願い出、許可を受けなければならない。

第19条（再入学） 省略

第20条（休学）

生徒が疾病等のため、長期にわたり出席することができないと認められたときには、保護者は医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることはできない。
- 3 前項に規定する期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする。

第21条（復学）

休学中の生徒が、その理由の消失により復学しようとするときは、願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

第22条（留学）

校長は、教育上有益と認めたときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

- 2 留学の期間は、原則として1年以上2年未満とする。
- 3 校長は、留学が終了した時点において、学年の途中にお

いても外国の高等学校における履修状況を勘案して、各学年の課程の修了又は卒業を認定することができる。

第23条（伝染病予防措置）

校長は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

- 2 校長は、生徒が伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり又かかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料

第24条（入学検定料） 省略

第25条（入学金） 省略

第26条（授業料） 省略

第27条（授業料の納付方法）

授業料は、これを3回に分納するものとする。

- 2 学年の途中で入学した場合は、月割りにして徴収する。
- 3 学年の途中で退学した場合は、月割りにして徴収する。

第28条（滞納者への措置）

納付期に至っても授業料を納付しないときは督促する。

- 2 正当な理由がなく、5回以上督促を受けて納付額を滞納し者に対しては、出席停止を命ずることができる。
- 3 出席停止を命ぜられた者が、更に1月を経過してもなお納付額を納付しないときは、退学を命ずることができる。
- 4 学年末に滞納金がある場合は、進級を留め置くことができる。

第29条（納付金の返還）

既納の入学検定料、入学金はこれを返還しない。

第30条（授業料の減額及び免除）

特別な事情により、授業料を納付できない者があるときは、校長の上申により減免することがある。

- 2 休学を許可された者に対しては、許可された休学期間中を月割りにて減免する。ただし、休学期間の終始が月中の場合はその月は対象としない。
- 3 留学を許可された者に対しては、許可された留学期間中を月割りにて減免する。ただし、留学期間の終始が月中の場合はその月は対象としない。

第8章 賞罰

第31条（褒章）

本校は、教育上必要があると認めるときは、生徒を褒章する。

第32条（懲戒）

本校は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒する。

- 2 懲戒のうち、退学、退学勧告、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。
 - ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ・ 正当の理由がなくて出席常でない者
 - ・ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者

その他の諸規程

- 1 忌引日数は下記のとおりとする。※必ず学校へ連絡すること。

- ・ 一親等 5日以内
- ・ 二親等 3日以内
- ・ 三親等 1日以内
- ・ その他同居の親族 1日以内

生徒心得

本校生徒は自覚と責任をもって規則などを正しく守り、清潔で明朗な気風と健全な心身を養うよう努力するとともに、次の事項を守らなければならない。

第1章 登下校心得

- 1 通学の際は本校所定の制服を着用すること。
- 2 生徒証を常に携帯すること。
- 3 始業5分前までに登校すること
(年間を通じて8時30分まで)
- 4 高校への出入口は、正門・裏門とする。
- 5 登下校の際は社会のルール-マナーを守り、高校生として節度ある態度を失わないこと。
- 6 学校生活に不必要なものは持ち込まないこと。
- 7 下校時刻は、冬期以外は午後6時までとする。
冬期(11月初旬~2月末まで)は30分繰り上げた時刻とする。
- 8 登下校には寄り道は禁止とする。また高校生として適当でない場所や店への出入りを禁止する。
- 9 車(自動車・単車)での通学、乗車は禁止する。違反した場合は特別指導の対象となる。
- 10 自転車通学については、所定の条件を満たすもののみ許可するものとする。(条件は別途定める)

第2章 校内生活心得

- 1 校内は常に清潔・整頓を心掛け、環境をよりよくするために努力し、規律や秩序を乱す行為や行動をしてはならない。
- 2 朝礼・終礼に出席しない場合遅刻・早退となる。
- 3 欠席・遅刻・早退・欠課のないよう努力すること。やむを得ぬ場合は、その都度学級担任に申し出て所定の届けを提出する。
- 4 貴重品や多額の金品は持ってこないこと。特に必要ある場合は、朝礼時に必要ある時刻まで学級担任に預けること。
- 5 始業ベルと共に速やかに教室に入り、静かに授業の準備をして先生を待ち、授業中はほかの者の迷惑にならないよう各自が注意すること。
- 6 教師に対して生徒にあるまじき言動をした場合、及び授業妨害をした場合は、特別指導の対象となる場合がある。また、友人間での悪ふざけの行為・誹謗中傷などは内容により、特別指導の対象となる。
- 7 登校後は無断外出をしてはならない。やむを得ず外出するときは学級担任の許可を得て、証明書を携帯すること。
- 8 建物・器物などの公共物は大切に扱い、もし破損した時は直ちに学級担任または係の先生に届け出ること。ただし、故意による場合は弁償の上、特別指導の対象となる場合がある。
- 9 許可なく校内での集会、文書配布、集金、物品販売、指示をしてはならない。

- 10 所持品にはすべて記名すること。
- 11 盗難に遭った場合、紛失した場合、拾得した場合などは、直ちに学級担任または係の先生に届け出ること。
- 12 違法行為（喫煙・飲酒・暴力・傷害・窃盗・万引きなど）は内容の程度により厳しく指導され、特別指導の対象となる。
- 13 授業中の携帯電話などの使用は禁止する。

第3章 クラブ活動心得

趣味を同じくする者たちがいずれかのクラブに所属して、知識や技能の向上を目指すと共に、それらを通じて人間性が豊かになるよう養成し、人格形成をすることが望ましい。

- 1 クラブ活動は放課後とし、授業の妨げにならぬようにする。入部及び退部は保護者の承認を得て学級担任の許可を経てクラブ顧問に届け出ること。
- 2 クラブ室は常に清潔に保ち、クラブ活動以外の物品を放置しないこと。また放課後以外の使用は顧問の許可がない限り禁止する。
- 3 クラブ活動時間以外の部室使用やクラブ員以外の出入りは厳に慎み、部室責任者はこれに対して責任を持つこと。
- 4 部室内で違法行為があった場合は部室の使用停止やクラブ活動の停止、クラブの解散を命じる場合がある。
- 5 各クラブは顧問教諭が指導者となり主将及び副主将、マネージャーによって自主的に運営するが、

最終責任者は顧問とする。

- 6 クラブ員は各クラブの使用場所の環境を保全し、常に清潔を心掛け、使用後は清掃する義務をもつ。
- 7 既定時間外及び考査期間中のクラブ活動は事前に顧問を通じて生徒会顧問の許可を得なければならない。
施設、設備、備品の使用については、あらかじめ学校長の承認を要する。

第4章その他

- 1 アルバイトは原則として認めない。ただし家庭の都合で止むを得ない場合は学級担任を通じて、生徒指導部に届け出、許可を得ること。
- 2 自動車及び単車等の運転、免許の取得は原則として禁止する。
- 3 校外にて補導された場合、または言いがかりや恐喝・脅迫などを受けた場合は、ただちに駅員や警察に通報するとともに、学校に報告すること。これらのことを知りえた者も同様に報告すること。
- 4 生徒として適切でない行為や本校生としての名誉を著しく汚した場合、その程度により特別指導の対象となる。
- 5 服装については別途定める。

服装等の規定

- 1 制服（上着・ズボン・スカート・シャツ等）指定されたものを着用すること。制服を含むすべての指定品（カバン・スカート・スリッパ等）に関して加工及び落書きがある場合、買いなおしとする。
- 2 ネクタイ・リボン
指定されたものを着用すること。
- 3 補助着（セーター・ベスト）
指定されたものを着用すること。
- 4 更衣
冬服は11月～4月末までとし、5月～10月末は夏服・冬服どちらでも可とします。
- 5 防寒着（コート）
必要であれば、12月～3月の間着用してもよい。
- 6 カバン
指定のカバンを使用すること（クラブ指定のカバンを使用してもよい）。指定カバンに入りきらない場合はサブバッグを使用してもよい。
- 7 靴・上履き・体育館シューズ校内では指定のスリッパを使用すること。体育館内では指定の体育館シューズを使用すること。登下校時は制定革靴（黒コインローファー）とする。体育時用に運動靴を準備すること。
- 8 靴下
指定靴下または黒・紺・白などの無地の靴下を着用すること。
- 9 頭髪常に清潔清楚を心がけること。男子は、前は

目にかからない、横は耳が半分以上見える、後ろは襟にかからない長さとする。男女ともパーマやカール、染色や脱色、極端な髪型、エクステンション等、頭髪に手を加えることは禁止する。

10 装飾品など

指輪、ピアス、ネックレス等は禁止する。化粧、カラーコンタクト等は禁止する。

その他

1

生徒端末の使い方について

生徒端末は授業や家庭学習で用いるためのものです。毎日忘れずに学校へ持ってくるようにし、放課後は家へ持ち帰り充電を済ませてください。自分のIDやパスワードは他人に漏らさないよう管理してください。

また他人のIDやパスワードを勝手に使ってはいけません。盗撮、盗聴、他人の情報を公開するなどプライバシーを侵害することをしてはいけません。他人の映った画像、動画や他人が作った著作物を本人の同意に関わらず送信、転送したり、インターネット上(SNSなど)で公開はしてはいけません。

2

高校生総合補償制度について

入学時に「高校生総合補償制度」に加入しております。基本補償・特約補償に該当する事由が発生した場合、保険金の請求が可能です。請求方法は、下記の「スクール事故受付ダイヤル」へ直接事故

の報告を行ってください。※基本補償・特約補償
の詳細は、補償概要をご参照ください。

スクール事故受付ダイヤル

0120-300-399（通話料無料）

加入者証は入学後の5月下旬に引受保険会社か
らご自宅へ郵送されております。

箕面学園高等学校生徒会規約

第1章 総則

第1条（会の名称）

この会を箕面学園高等学校生徒会と呼びます。

第2条（会の目的）

この会は本校の教育方針の目指す人間の完成のために、学校やPTAの援助を受けながら、会員である私たちすべての自主的な活動を通じて、それぞれの学校生活を充実・発展させることを目的とします。

- 2 また、私たちはその活動を通じて、ひとびとが尊重され、平和に暮らすことのできる社会をつくり、担っていくための力を身につけたいと思います。
- 3 そのために、私たちは学習や余暇の環境が整備されるよう求めます。

第3条（会員）

箕面学園高等学校生徒はすべてこの会の会員となります。

第4条（会員の権利と義務）

会員はすべてこの会の活動に参加する権利をもっと同時にその活動を適正なものにするための義務を負っています。

- 2 会員が個人としてもっているさまざまな権利は、

それが他の会員の権利や会の適正な活動をさまたげないかぎり尊重されます。

- 3 会員は全校集会に出席し、討論や決議に参加する権利をもっています。
- 4 会員はこの会の役員を選出する際の選挙権と被選挙権をもっています。
- 5 会員はこの会の会費を納める義務があります。
- 6 会員はこの会の規約やそれにもとづいた規則のすべてをみずから守る義務があります。

第2章 役員

- 第5条 この会には次の役員をおきます。
会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名
- 2 役員はすべての会員による選挙で選出されます。

- 第6条 この会の役員の任務は次の通りです。
- (1) 会長はこの会のすべての活動を総括する責任者であり、会を代表します。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、必要な場合は会長に代わって会の運営を行います。
 - (3) 書記は役員会および生徒総会の議事録を作成し保管します。また、議事録は会員から要請があった場合、応じなければなりません。
 - (4) 会計は生徒会財政を管理し、その適正な運用に努めます。

- 第7条 役員の任期は12月1日から翌年11月30日

までの1年間とします。ただし補欠の補充で役員となった場合、その任期は、前任者の残任期間とします。

第8条 役員選挙についての規定は別に定めます。

第3章 生徒総会

第9条 生徒総会はこの会の運営に関する決議を行う最高機関であり、次の議案を審議します。

- (1) 本規約の改正および承認。
- (2) 予算および決算の承認。
- (3) 役員あるいは会員が提出した本会の運営・活動に関する議案のうち、総会の審議・承認を必要と考えられる議案。

第10条 生徒総会は各学級より選出された代議員総数の3分の2以上の出席で成立し、代議員総数の過半数で議決します。

2 各学級の代議員数は2名とします。

第11条 生徒総会は次の場合に会長が招集します。

- (1) 全会員の4分の1以上の要求があった場合
- (2) 役宣会が必要と認めた場合。
- (3) 第9条に定める議案がある場合。

第12条 生徒総会は毎年1回の定例総会のほか、必要がある場合臨時総会を開くことができます。

2 総会の運営は役員会が行い、議長は代議員の互選

によって選出します。

第4章 役員会

第13条 役員会はこの会の活動および運営の中心であり、各専門委員会活動や部活動に関する議案を検討し、提案を行います。

2 役員会は5条に定められた役員によって構成され必要がある場合は各種専門委員会および各部（クラブ・同好会）の代表を加えることがあります。

3 役員会には生徒会顧問も出席することが出来ます。

4 役員会の議長は会長が行い、多数決によって議決します。

第14条 役員会は会長が招集し、毎月1回の定例役員会のほか、必要に応じて臨時役員会を開くことが出来ます。

第5章 専門委員会

第15条 この会には次の専門委員会を置きます。学級委員会、風紀委員会、美化委員会、体育委員会、図書委員会、文化祭実行委員会

2 学級委員会は学級活動全般に関わる事案について協議し、取り組みます。委員会は、各学級から選出された学級委員2名によって構成されます。

3 風紀委員会は生徒の学校生活上の事案について協議し、取り組みます。委員会は、各学級から選

- 出された風紀委員 2 名によって構成されます。
- 4 美化委員会は学校環境の整備・改善に関わる事案について協議し、取り組みます。委員会は、各学級から選出された美化委員 2 名によって構成されます。
 - 5 体育委員会は体育教科および行事に関わる事案について協議し、取り組みます。委員会は、各学級から選出された体育委員 2 名によって構成されます。
 - 6 図書委員会は図書館の活動全般に関わる事案について協議し、取り組みます。委員会は各学級から選出された図書委員 1 名によって構成されます。
 - 7 文化祭実行委員会は文化祭の企画・運営に関わる事案について協議し、取り組みます。委員会は各学級から選出された文化祭実行委員 2 名によって構成されます。
 - 8 この会には以上の専門委員会の他に、役員会が必要と認める場合、生徒総会の承認を得て、委員会を設けることができます。

第 16 条 専門委員会にはそれぞれ委員長 1 名、副委員長 2 名、書記 2 名を置き、その選出は、各委員会において委員の互選によって行います。

第 17 条 専門委員会は必要に応じて、役員会または委員長が招集し、開催します。

第18条 専門委員会はその運営に必要な内規を定めることができます。

第6章 学級役員

第19条 各学級には専門委員会活動を行うために、学級委員（2名）、風紀委員（2名）、美化委員（2名）、体育委員（2名）、図書委員（1名）、文化祭実行委員（2名）を置きます。ただし、学級の事情によって各委員の人数を増減することが出来ます。

2 また、第15条8項の委員会活動に必要な委員を新たにもうけることが出来ます。

第20条 学級役員は各学級において互選によって選出されます。

第21条 学級役員の任期は2期制とし、前期は4月1日から9月末日まで、後期は10月1日から3月末日までとします。ただし、文化祭実行委員の任期は4月1日から文化祭終了時期までとします。

第7章 クラブ・同好会

第22条 この会は第2条にある目的を実現するためにクラブ・同好会（「部」と総称する）を置きます。

第23条 部は顧問教諭を置き、その指導を受けて、適正な活動を行わなければなりません。活動に関わる規定は別に定めます。

第24条 部の新設ならびに休部、廃部についての規定は別に定めます。

第8章 財 政

第25条 この会の運営は、会費およびその他の収入によって行われます。

2 会費は、年額3,600円とし、学年初めに全会員が納入しなければなりません。

第26条 この会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第27条 この会の予算および決算は生徒総会の承認を得なければなりません。

第28条 この会の予算案は、次の手順によって作成、提案されます。

(1) 予算原案は役員会で検討し、作成する。その際、各クラブおよび同好会（以下「各部」）の予算要求について事前に聴取することとします。

(2) 予算原案は役員、生徒会顧問、各部顧問および代表の合同会議において審議し、予算案を作成します。

(3) 予算案は職員会議の審議を経た後に、生徒総会に提案されます。

第29条 この会の予算の収支の事務および出納簿の管理は会計および生徒会顧問が行います。なお、各部においても出納の管理および備品管理に適正を期さなければなりません。

補 足

第30条 この会には教員から選出された顧問教員を若干名置きます。

第31条 この会の運営は顧問教員やその他関係教員の指導や援助、協議によって適正に行われなければなりません。

第32条 この会の役員は生徒総会において総代議員の3分の2以上によって不信任案が決議されたときには、解任されます。

2 また、この会の役員会は生徒総会において総代議員の3分の2以上によって不信任案が決議されたときには、解散しなければなりません。

3 解任された役員および解散した役員会の選挙についての規定は別に定めます。

第33条 この会の運営および決議に関する最終決定は職員会議の審議を経て行われます。

箕面学園高等学校生徒会選挙規定

第1章 適用範囲

第1条 この規定は生徒会規約第8条および第32条3項に定める役員の選挙について適用されます。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙の管理は生徒会役員会の依頼する選挙管理委員会によって行われます。

第3条 選挙管理委員は選挙の際に各学級から2名選出され、選挙の後解任されます。

第4条 選挙管理委員は公正-中立の立場を厳守し、候補者はもちろん、特定候補の推薦人、また運動員となることが出来ません。

第5条 選挙管理委員会には委員長1名・副委員長2名を置き、その選出は委員会の互選によります。委員長は選挙管理全般を統括し、副委員長はこれを補佐します。

第6条 選挙管理委員会は選挙に関する日程の告示、立候補の受付、選挙広報の発行、選挙運動の管理、投票および開票の事務、選挙結果の告示、当選者に対する認証等を行います。

第3章 選挙に関する期日

第7条 選挙に関する期日は原則として次のとおりとします。

- 1 選挙告示は投票日の2週間前に行います。
- 2 立候補の受付は投票日の3日前までとします。
- 3 選挙運動期間は告示後、投票日までの期間とします。
- 4 開票は投票後直ちに行います。

第4章 立候補の受付

第8条 立候補者は届出用紙に必要事項を記入し、定められた期間内に選挙管理委員会に届けなければなりません。なお、選挙の公正を期すために、立候補者は選挙管理委員になることは出来ません。

第5章 選挙運動

第9条 立候補者は選挙管理委員会の指示を守り、良識ある選挙運動を行わなければなりません。

第10条 立候補者には選挙運動に関わるすべての機会が平等に保障されます。

第6章 投票

第11条 投票は選挙管理委員会が指示する方法によって全校一斉に行われます。

第12条 投票に関わる秘密は厳正に守られます。

第13条 立候補者が定員を超えない場合は信任投票を行います。

第14条 選挙当日、やむを得ない理由で投票できない場合は、事前に選挙管理委員会に申し出て、不在者投票を行うことができます。その方法については選挙広報によります。

第7章 開票

第15条 開票は選挙管理委員会が行います。

第16条 無効投票については選挙管理委員会で協議して決定します。

第17条 信任投票の場合、有効投票数の過半数の信任をもって当選とします。

第18条 立候補者が定員を超える場合は得票数の多い候補者を順次当選とします。

第19条 選挙管理委員会は開票結果を速やかに告示し、また当選者に対して認証書を交付します。

第8章 補欠選挙および生徒会規約第32条による役員選挙

第20条 不信任決議により解任された役員および解散した役員会の選挙については、決議後10日以内に告示し、以後の日程は本規定第7条に準じます。また補欠選挙もこれに準じます。

クラブ・同好会新設・休部・廃部規定

第1章 新設規定

第1条 新たにクラブ・同好会（以下、「部」と称する）を設ける場合には、それぞれの活動が適正かつ継続的に行われる部員（数）および指導顧問を必要とする。また、新設はクラブ・同好会のいずれの申請もできるものとする。

第2条 発起人（生徒）は『新設申請書』に『指導顧問同意書』を添えて生徒会顧問に提出すること。

第3条 生徒会顧問は『新設申請書』が提出された場合、生徒会役員会および顧問会議に諮り、審議の結果承認を得たものについて、職員会議に報告し新設の許可を得なければならない。

第4条 新設年度の活動費については年度当初生徒会予算に定められた一律の金額を上限として補助を受けることができる。ただし、当初予算確定時までの新設、また休部中の部が活動を再開する場合はこの限りではない。

第2章 休部・廃部規定

第1条 クラブ・同好会（以下、「部」と称する）は、次の事由がある場合、休部または廃部とすることができる。

①適正かつ継続的な活動を行う部員（数）が確保

できない場合。

②指導顧問が確保できない場合。

③問題行動があり、適正な活動を継続できないと判断される場合。

第2条 各部顧問は第1条に定める事由が生じた場合、休部または廃部届けを生徒会に提出しなければならない。

第3条 生徒会顧問は休部または廃部届けが提出された場合、生徒会役員会および顧問会議に諮り、審議の結果承認を得たものについて、職員会議に報告し休部または廃部の許可を得なければならない。

第4条 休部期間は二年度を超えることができないものとし、三年度目の年度初めに廃部とする。

第5条 年度当初に休部中である部の予算は当初予算に定められた一律の金額とする。年度途中で休部または廃部となった場合、それ以後の部予算の執行はできない。また、休部中の備品の管理は当該顧問で行い、廃部となった部の備品の管理は生徒会が行う。

第6条 休部中の部活動を再開する場合は『再開届』、クラブまたは同好会への変更は『変更届』を、廃部であった部の復活は『新設申請書』を生徒会に提出しなければならない。提出後の扱いは第3条に

準じるものとする。

第7条 生徒会顧問は各部の次年度の活動について、下記の項目の確認を毎年度末（3月末）に行うこととする。

①休部または廃部の意思

②クラブまたは同好会への変更の意思

クラブ合宿規定（抜粋）

本校、クラブ合宿に関する規定を下記のとおり定め、それにしたがってクラブ合宿を実施することができる。

各顧問は当規定を遵守し、クラブ合宿を実施すること。規定に従って『合宿許可願い』を提出し、学校長の許可を得なければならない。

（事故のないように終始注意し、指定の計画書と報告書を提出すること。）

記

- 1 合宿を希望するクラブ顧問は、『合宿許可願い』に所定の事項を記入のうえ『出張申請書』を添えて、期日までに生徒会を通して教頭に提出する。
- 2 保護者へ宿舍の連絡等、案内書を作成し、同意を得て行うこと。
- 3 提出期日 合宿予定日の2週間前までに。
- 4 省略
- 5 合宿終了後はその合宿に関する一切の『収支決算報告書』と『出張報告書』に添えて、1月以内に提出すること。

- 6 クラブ合宿は必ず、顧問引率で行わなければならない。
特に他府県で実施する場合は現地集合・現地解散は行わず、付き添わなければならない。
- 7 省略
- 8 男女の共同合宿については原則としてこれを許可しない。但し特殊な事情で必要な場合は生徒会と顧問で協議・検討し許可を得ることとする。
- 9 宿泊を伴う大会への参加については、各クラブ個別で対応していただく。

保健室の利用について

保健室は、生徒の健康診断・健康相談・保健指導・救急処置（傷病者の休養を含む）・発育測定その他の保健に関する指導などを行う場である。

- 1 保健室を利用する際には必ず「保健室利用許可証」を担任もしくは学年の先生に受け取ってから入室する。（緊急性がある場合を除く）
- 2 保健室では早退許可証を発行しない。
- 3 休養を希望する場合は特別な場合を除き、1日1時間の休養とする。
- 4 保健室では応急処置を行うが、継続的な手当は治療行為になるのでできない。飲み薬も処方できない。
- 5 検査や診察を受けるよう指示されたら、速やかに受診しその結果を報告する。（担任へ提出）
- 6 インフルエンザなど学校感染症にかかって、医師から出校を停止されたときは学校へ報告し、感染のおそれがなく、医師が登校許可をした場合「証明書類」を届け出る。
- 7 独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金請については、学校管理下（登下校中・授業中・休憩時間・部活中・修学旅行など）でけがをして病院（整骨院など）で診察を受けた場合は、担任または保健室に報告する。
- 8 保健室では「こころの相談室（スクールカウンセラー）」の予約を受けつける。

図書館の利用について

◇開館時間

平日 8:30～16:30

土曜日 8:30～12:00

◇休館日

第2・4土曜日-日曜日・祝祭日

臨時および長期休暇中の休館はその都度お知らせします。

◇館内閲覧

閲覧室の図書、雑誌は自由に利用できます。書庫は閉架式なので申し出があれば司書が取りに行きます。

図書館の蔵書は利用者用コンピュータで検索できます。

配列はNDC（日本十進分類法）によって規定の順に並べています。

◇貸出返却

通常 5冊 1週間

長期休暇中の特別貸出はその都度お知らせします。

貸出できない本 辞書、辞典類、漫画、雑誌の最新号、その他禁帯ラベルの貼っているもの

返却期間の延長 返却期日までに申し出れば1週間延長できます。

予約 借りたい図書が貸出中の時に利用できません。

リクエスト 図書館で購入してほしい図書がある時に利用できます。

延滞・督促 返却期日を過ぎている人には督促状を出します。それでも返却されない場合、貸出停止になります。

◇レファレンス・サービス

探している資料が見つからない、授業に使う図書を探しているなど図書館でわからないことがある場合、司書に相談してください。

◇利用上の注意

- ・図書館では静かにしてください。
- ・図書館は飲食禁止です。
- ・携帯電話は使用禁止です。電源を切るかマナーモードにして入館してください。
- ・図書館を本来の目的以外に使用しないでください。